

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第2回）

日時：令和2年5月22日（金）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

—— 会 議 次 第 ——

1 特例環境配慮書に係る総括審議

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業

2 その他

【審議資料】

資料1 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」

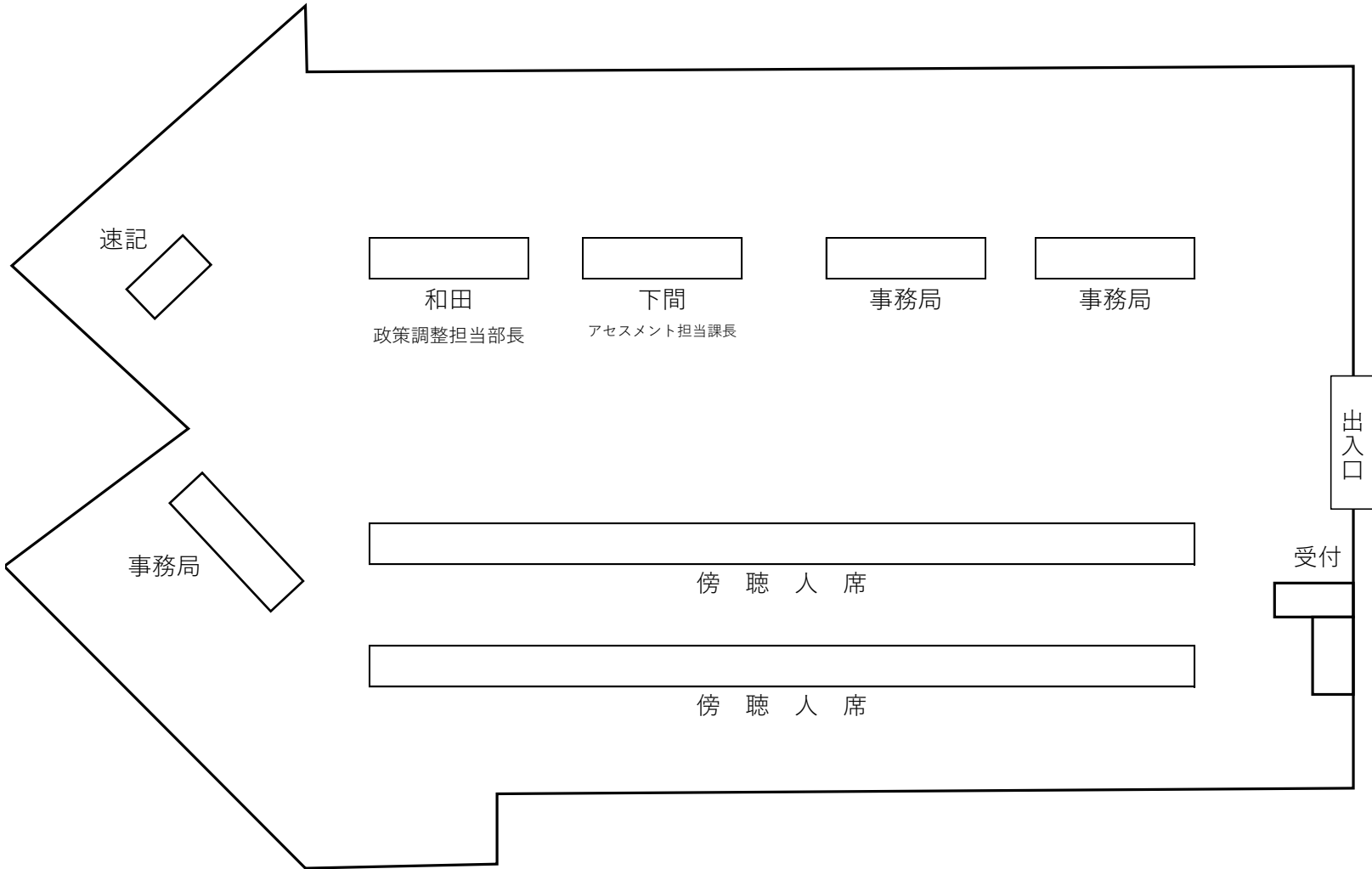
資料1-1 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書 部会審議質疑応答

資料1-2 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」に係る特例環境配慮書について（案）

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時：令和2年5月22日（金）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



< Webexによる出席者 >

- 審議会会長 柳委員
- 第一部会長 齊藤委員
- 荒井委員
- 奥委員
- 小林委員
- 小堀委員
- 堤委員
- 寺島委員
- 平林委員
- 森川委員

(10名)

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百
村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書
部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>将来の交通量は、現状の交通量がそのまま計画道路にくるように考えているのか。</p> <p>大きいネットワークといった、計画道路ができて増えるというような、範囲を少し広げた考えになっているのか。</p>	<p>平成 22 年度の道路交通センサス、国と各自治体と共同して進めているデータを用いており、その最新の情報を使っている。</p> <p>エリアについては、資料編の 15 ページに、今回対象となっている多摩市、稲城市、八王子等の地区が、示されている。そのほかも、色が塗ってある部分は細かくゾーンを切って判断している。また、その周りの白抜き部分は、ちょっと粗くしているが、エリアとして位置づけて、広い範囲に基づいて推計している。</p>	2/18 部会にて回答済み
	2	<p>トンネルの工事について、影響は少ないので、大気汚染に関しては工事の施行中のことは評価には含まないと記載はしてあるが、トンネルを掘るときに土の量がかなり多く、廃棄される土砂の量に対して、ダンプトラック等がそれなりに動くかと思われる。それらに対して、今回評価をしなくても大丈夫であるという点をもう少し説明していただきたい。</p>	<p>今回、工事施行の検討をしていて、資料編の 12 ページに工事車両の交通量と周辺の現況交通量の割合というのを比較している。一遍に土砂を搬出するわけではないので、トンネル工事における工事用車両の周辺交通量における割合というのは少なくなっている。</p> <p>それと、同じ資料編の 11 ページのところに、上から 6 行目に具体的に 12 ページの表をまとめたところがあり、現況交通量に対する割合は 5.5%程度ということで記載している。それと、その下には周辺交通量における割合という形でそれぞれの細かい数字を記載している。</p>	4/22 部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>交通量に対する影響というのはわかるが、実際にトンネルのところから運び出したりする、本当に局所的な部分に関しては結構頻度がふえるのではないかと思っている。結構土砂の量が多いので、ダンプトラックにしても何度も何度も運び出したりするのが、そのトンネルの作業エリア 1カ所に固まってしまうのではと考えている。大気汚染だけでなく騒音とかという面から見ても、局所的に多いのではないかという懸念があり質問した。</p>	<p>今回、特例環境配慮書の計画の段階では、現況交通量と搬出されるダンプトラックの工事用車両の比較という形で書いている。工事が始まったときには事後調査を行っていくので、そのときしっかりと、今、先生のお話をいただいた中で、沿道への影響というのをしっかり事後調査の中で把握していくというのを進めていきたいなと思っている。</p> <p>【事業者訂正】 工事の施行中の工事用車両は予測の対象としていないため、事後調査を行う予定はありません。なお、工事の施行中は工事用車両の平準化などに努め、苦情などがあれば適切に対応します。</p>	
大気汚染	3	<p>資料編の記載についてだが、資料編の6ページから7ページの上半分までは全て「※」で電動式の建設機械を使用する旨が明記されているけれども、7ページの下から8ページにかけては特にその記載がない。これは、7ページの下インバート工以降は電動式の建設機械は使わないという理解でよろしいか。</p>	<p>電動式の建設機械だが、6ページ目の「自由断面トンネル掘削機」については「※」をつけ「電動式の建設機械」というのを表記している。同じように、7ページ目の「ドリルジャンボ」というところにも「※」をつけている。こういった掘削機械については電動式のものを使い、それ以外のものにつきましては一般的な、ガソリンエンジンのものを使っていくという予定である。</p>	4/22 部会にて回答済み
騒音・振動	1	<p>工事施行中の建設騒音は地上 1.2m の高さで予測しているが、中高層住宅が存在する地域(図 10.2-2 の地点②)もあるので、中層階以上に相当する高さでも予測した方が良いのではないか。</p>	<p>工事の施行中における建設作業騒音については、計画道路沿道の住居等が低層住居であることから東京都環境影響評価技術指針(「調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上 1.2m程度」)を参考に、建設機械の稼働位置等を考慮して計画道路敷地境界上の地上 1.2m で予測しています。</p> <p>なお、予測地点②長峰三丁目付近南側の中高層住宅については計画道路の道路端から約 20m 離れた位置に立地していること、また、建設機械の稼働位置が地上付近と低い位置であることから、より影響の大きくなる計画道路敷地境界で予測しています。</p>	4/22 事前質疑応答で回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>工事完了後の交通騒音は地上 1.2 m 及び地上 4.0 m の高さで予測しているが、中高層住宅が存在する地点(図 10.2-2 の地点②)では、もっと高い位置でも予測した方が良いのではないか。</p>	<p>工事の完了後における交通騒音については、計画道路沿道の住居等が概ね2階建の低層住居であることから、東京都環境影響評価技術指針(調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上 1.2~5.0m程度)を参考に、1階高さ相当の地上 1.2m及び2階高さ相当の 4.0mで予測しました。</p> <p>なお、東京都環境影響評価技術指針(「幹線交通を担う道路に近接する空間の特例が適用される場合は、必要に応じ、その背後地についても調査地点として設定する。」)を参考に、交通騒音については背後地についても予測しました。予測地点②長峰三丁目付近南側に立地している中高層住宅については、特例環境配慮書資料編 80 ページに記載したとおり、住居高さ相当の 11 階までの高さを予測しています。</p>	4/22 事前質疑応答 で回答済み
	3	<p>p.247 の工事施行中の【予測に反映しなかった措置】によると、「防音ハウス」を使用することになっている。この防音ハウスには、どの程度の遮音効果を見込んでいるのか。遮音効果の目標値を設定して設計するはずなので、その目標値を記載しておくと思う(記載しておく、事後調査報告の際に利用できる)。</p> <p>また、防音ハウスの構築・解体にも騒音・振動が発生すると思われるが、それらは予測対象にしくなくてもかまわないのか。</p>	<p>防音ハウスの詳細な仕様については、今後、工事の詳細設計や工事契約後の施工計画の中で検討していきます。</p> <p>また、防音ハウス等の設置に伴う騒音・振動については、特例環境配慮書においてトンネル構造の準備工として予測対象としており、評価の結果はP249、P251に記載しているとおり、環境確保条例に基づく勧告基準を下回る結果となっています。なお、防音ハウスの解体に用いる建設機械は、設置時と同様であると想定しています。</p>	4/22 事前質疑応答 で回答済み 総括審議事項へ

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	4	<p>p.247 の工事完了後の【予測に反映した措置】によると、トンネル東側坑口の北側側壁には吸音対策を実施することになっているが、南側には不要ということか。</p> <p>また、トンネル西側坑口には同様の対策は不要なのか。</p>	<p>側壁に設ける吸音対策は、本線の自動車走行音が側壁に反射して伝搬する音を抑えるものであり、今回、トンネル東側坑口の北側側壁に設ける吸音対策は、予測地点②長峰三丁目付近の南側背後地に立地する中高層住宅上層階への騒音影響を抑えるための措置です。</p> <p>南側側壁への吸音対策は、計画道路の北側に中高層住宅がある場合に有効な対策ですが、当該北側地域は住居等の保全対象が立地していないことから予測対象としていません。</p> <p>また、予測地点①聖ヶ丘四丁目付近のトンネル西側坑口については、沿道に中高層住宅が立地しておらず、低層住居が保全対象であることから、特例環境配慮書に示した遮音壁等の保全措置により環境基準を下回り、側壁への吸音対策を講じる必要はないと予測しています。</p>	4/22 事前質疑応答で回答済み
	5	<p>地点④、地上 4.0 m での交通騒音の予測値(表 10.2-25(2))が、昼間、夜間とも基準値に近い値になっている。万が一基準値を超えた場合を想定して、対応策の検討が必要ではないか。</p>	<p>予測地点④川北下付近では、低騒音舗装を採用するとともに、車道の両側に高さ 1.5mの遮音壁を設けることにより、沿道の騒音レベルは環境基準を下回るものと予測しています。</p> <p>今後、工事の完了後には東京都環境影響評価条例に基づく事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、環境保全のための措置の実施状況について明らかにします。その結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、環境の保全について必要な措置を講じます。</p>	4/22 事前質疑応答で回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	6	<p>表記上の問題だが、以下の3点を挙げる。</p> <p>(1)表10.2-6～表10.2.12の騒音・振動の基準値が、どのような測定量についての基準値なのかを明記しておくとは分かり易いと思う(例えば騒音なら、L_{Aeq}なのか、L_{A5}なのか)。</p> <p>(2)工事完了後の騒音の予測方法(p.236)について、「ASJ-RTN-Model 2013」の予測モデルを使用した旨を記載しておくとは良いと思う。</p> <p>(3)工事完了後の振動及び低周波音の予測方法(p.237)について、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」の予測モデルを使用した旨を記載しておくとは良いと思う。</p>	<p>(1) ご指摘の通り、表10.2-6環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準について」であれば、「騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする」と記載する等、次の図書において対応します。</p> <p>(2)工事完了後の騒音の予測方法について、「ASJ-RTN-Model 2013」の予測モデルを使用した旨は、特例環境配慮書資料編 P67に記載していますが、ご指摘の通り、次の図書においては本編にも記載します。</p> <p>(3)工事完了後の振動及び低周波音の予測方法について、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」を使用した旨は、特定環境配慮書資料編 P75、P77に記載していますが、ご指摘の通り、次の図書においては本編にも記載します。</p>	4/22 事前質疑応答で回答済み
		<p>地下水と湿地の関係において、地下水の流動の方向がわかるような情報はどこかに載っているか。</p>	<p>本編 315 ページの右下図面の真ん中よりもやや左側の上の部分に「湿地」と書いて矢印を描いている。地下水の流れとしましては等流線を描いている。</p>	2/18 部会にて回答済み
		<p>湿地を形成する水は、浅い水のほうの水であって、トンネルが通る深さの地下水層とは直接関係がないということでしょうか。</p>	<p>314 ページの図面の中央からやや左側の部分に「共同井戸」と記載がある。湿地は、A案の上の部分、地上部分が湿地の位置になる。その部分については、ローム層の浅い層に浸水した水が流れ込んでいるという形になっており、トンネルは、下のほうにあるIs2、稲城層を掘っていくので、影響はないだろうという判断をしている。</p>	
<p>影響はないと思うが、これぐらい浅いような湿地であると、雨などの別の要因で枯れたりした場合に、この事業の工事が原因ではないかと言われるような場合があるとも考えられるので、納得いただける形で、工事とこの上の層の湿地の水循環が大きく関係していないというようなことが言えるとよい。</p>	—			
水循環	1			

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	1	<p>計画 A 案の計画道路は、事業者が指摘しているように、自然保護条例により指定された「連光寺・若葉台里山保全地域」の湿地をトンネル構造で通過し、湿地を形成する地下水への影響が考えられる。しかし、事業者は平成 25 年度の既存資料のみを使用しており、今回の計画に対する独自の調査を実施しておりません。配慮書では A 案のトンネルの上にある調査地の 70%は湿性草地群落が占めると報告されており、また、湿地の水環境は湿地の南西の自噴井戸と湿地周辺の湧水が 5 カ所により支えられて報告されている。しかし、湿地の生物や生態系は湿地の水環境により、より大きな影響を受け、湿地環境へ変動的である。したがって、現在の湧水の水量、地下水のデータ、湿地に特有な注目すべき生物については、独自の調査をするのが望ましいと考える。</p>	<p>湿地への流入量、湿地周辺の地下水についてはモニタリングし、事業者として観測する。あわせて、植生図は、図面をつくり、変化の有無を把握するという形で十分な観測を事業者として行う予定である。</p>	<p>2/18 部会にて回答済み 総括審議事項へ</p>
その他（対象計画案）	1	<p>トンネル等区間の複数案について、基本的に環境面から見ると B 案のほうが、丸がついているのがある。それから、社会・経済的などころも双方余り変わらないということであれば、B 案で進めていきたいというふうに思っておられるのかどうか。事業者として評価したところでは、B 案がトンネル等区間ではよろしかろうという判断だと思っておられるということか。</p>	<p>どちらかに決めるのはもう少し先の段階で、審議会から御意見、知事の意見書を踏まえて判断する。今の段階では、A 案と B 案とで比較すると、若干 B 案のほうがというのが傾向として出ている。</p>	<p>2/18 部会にて回答済み</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (説明会の実施等)	2	<p>計画段階関係地域の稲城市と多摩市以外に川崎市も東京都の要請によって市長が意見を言っている。川崎市のホームページでは4月21日に説明会の開催となっていたが、それは実施しているのか。</p> <p>また、オープンハウスってどのような形でされているのか教えてください。</p> <p>さらに、説明会の実施と、実施状況報告書というのを提出することになっているが、それらは提出されているのか。</p>	<p>説明会は、昨年の8月上旬、8月3日から8月7日に稲城市と多摩市の体育館や地域センターなどの大きな会議室を使って説明会を開催した。4日間、合計して約150名の方が来られた。また、川崎市の一部の範囲については、環境に影響を及ぼす地域となっているため、説明会の開催の際にポスティングをしたり、また、川崎市のホームページに掲載していただくというのを実施している。</p> <p>オープンハウスについては、昨年の8月に稲城市と多摩市のそれぞれ地域センターなど市役所が所有している集会所を借りて、そこに大きな図面を張って、こういう道づくりをしていきますよというのを来た方に個別に説明した。そのときには、大きな図面や、またパンフレットを用いながら、騒音であったり振動であったり、環境への影響を一つ一つ説明した。</p> <p>説明会を開催したという開催報告につきましては、事業者として環境局に提出している。</p> <p>【事務局補足】 本年の4月21日に開催予定だった環境局主催による「都民の意見を聴く会」は公述人の応募がなかったことから中止となっている。</p> <p>また、事業者による説明会実施報告書は昨年9月2日に受理している。</p>	4/22 部会にて回答済み

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」に係る特例環境配慮書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和元年 7 月 29 日に「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書（以下「配慮書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、配慮書において示された複数の対象計画案について提出された都民の意見及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事の施行中のトンネル工事においてトンネル坑口では防音ハウスを使用し、環境への影響については小さいとしているが、トンネル坑口付近には住宅等が存在し、またトンネル工事は 7 年間と長期にわたることから、建設工事騒音の低減等の環境保全措置を確実に実行するとともに、必要に応じてより一層の環境保全の措置についても検討すること。

【生物・生態系】

予測地域である湿地の生息(育)環境について、事業が影響を及ぼす可能性は低いとしているが、湿地には注目される貝類等が存在しているため、工事の施行中において実施する地下水位等のモニタリング結果を丁寧に説明するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の実施についても検討すること。

付表

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年7月29日	・配慮書について諮問
審議会	令和2年1月22日	・現地視察
部 会	令和2年2月18日	・質疑及び審議
部 会	令和2年4月22日	・質疑及び審議
部 会	令和2年5月22日	・総括審議
審議会	令和2年5月29日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。